

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（330））
2. 日時：令和2年7月2日 16時30分～17時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、
服部主任安全審査官、日南川技術参与
技術基盤グループ 地震・津波研究部門
石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他7名 ※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、6月19日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【漂流物の影響評価の妥当性】

- 地震後における燃料等輸送船の漂流防止対策について、方針変更に伴う係留時に期待する漂流防止設備（係船柱及び係船環）の必要基数とその妥当性を含め、その方針が評価方法と整合することを詳細に説明すること。
- 輪谷湾外側の津波防護施設へ到達する可能性がある漂流物について、周辺漁港の漁船のみを対象とした根拠及び19tの船舶を代表とした根拠が選定プロセスを含めて明確となるよう説明すること。
- 荷揚場の耐震評価について、埋戻土中間のジョイント要素による解析上の悪影響を考察し、評価に影響しないことが明確となるよう説明すること。
- 荷揚場の変形量に対する許容限界について、荷揚場の要求機能及び性能を明確にしたうえで、要求に適合した設定方針であることが明確となるよう説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし